

神奈川歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024年度大学評価の結果、神奈川歯科大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

II 総評

神奈川歯科大学は、「全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする『愛の精神』の実践」を建学の精神として掲げ、歯学部教育理念として「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」、大学院の教育理念として「学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」を定めている。また、建学の精神・教育理念及び大学の目的を達成するため、中・長期計画として2019年から10年間を想定した「KDU2028計画」を策定し、計画期間を3期に分け、現在は2019年から2020年の第2期改革期（加速期）を経て、2021年から2024年までを第3期改革期（成長期）として教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、全学的な方針を策定し、5つの責任体系に属する組織が本協会で定めた10の基準に関する取り組みを行っている。これについて、「自己点検・評価委員会」が評価を行い、「外部評価委員会」による第三者の視点からの客観的な評価・意見を加味して自己点検・評価報告書にとりまとめ、それを全学的な内部質保証の責任組織である「内部質保証委員会」が評価し、学長に報告している。最終的な点検・評価の結果及びそれに基づく改善策を学長から「内部質保証委員会」を通じて各組織にフィードバックし、それに基づいて各組織が改善活動に取り組むことで全学的なPDCAサイクルを機能させており、こうした一連の内部質保証の体制やプロセス、機能の適切性については「内部質保証委員会」が検証を行っている。

教育については、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、歯学部では、学位授与方針に示す知識・態度・技能についてそれぞれアセスメントプランを設定し、歯学研究科では、コースワーク到達試験や「学位審査委員用チェック項目・提出用紙」を用いて、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に取り組んでいる。また、1年を5期に細分化した「5stage制」を導入し、学習内容の理解促進や定着化を図るとともに、1年次

から3年次の成績優秀者を対象にした科目として「自己探求学」を各年次の最終stageに配置し、ボランティアやインターンシップのほか、大学院での研究活動や研究発表に参加するなど実践的かつ多様な学びの機会を提供している。また、留学生に対して「歯学のための日本語」等の歯科医師に必要な語学力を向上させるカリキュラムを設けるなど、各年次における学びの総括及び学びの特性・状況に応じた特色ある教育課程を編成していることは、高く評価できる。

一方で、改善すべき課題として、大学及び大学院設置基準で求められているティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）等の指導補助者への研修が十分に行われているとはいえず、TAの能力及び資質向上のため、全学的な研修体制を整え、確実に実施するよう改善が求められる。

当該大学は、2017年度の大学評価（認証評価）結果における指摘事項を踏まえ、内部質保証のための全学的な体制の強化と自己点検・評価の改善を進めており、引き続き、内部質保証に係る組織の役割や連携を見直しつつ、「内部質保証委員会」による積極的な支援のもと、内部質保証の取り組みを通じて諸課題を解決するとともに、多くの特徴ある取り組みを更に発展させることで、より一層の改善・向上が期待される。

III 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神として、「全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする『愛の精神』の実践」を掲げており、その建学の精神のもと、歯学部教育理念を「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」と定め、歯学研究科の教育理念を「学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」と定めている。

歯学部では、教育理念である「愛の教育」に基づき、優れた歯科医師を育成することを前提として「教育基本法に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とし、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献することを使命とする」と定めている。歯学研究科では、教育理念である「愛の教育」に基づき、歯学部教育との連続性を意識しながら、より一層高度な人材の養成を行うために「歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成すること」を目的として

定めている。

以上のことから、大学として掲げる教育理念に基づき、歯学部及び歯学研究科において、適切に人材養成の目的を明示している。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

歯学部及び歯学研究科の教育理念・目的については、それぞれ神奈川歯科大学学則（以下「学則」という。）及び神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則（以下「大学院学則」という。）に明文化している。学則や大学院学則は大学ホームページに掲載することで社会に公表している。学部・研究科の人材養成の目的については、「神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE」「神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE」に掲載したうえで、毎年度学生に配付して周知を図っている。

建学の精神や教育理念については、「神奈川歯科大学 GUIDE BOOK」や入試要項等に掲載し、受験前の生徒・学生に対しても周知を図っている。さらに、歯学部においては、各教室や図書館の壁に建学の精神と教育理念を記したプレートの掲示、学生や全教職員が携帯するIDカードケースに挿入可能なカード等も作成し、毎日の授業やIDカードを使用する際に目に触れるよう工夫し周知を行っている。これらの取り組みについて、アンケート調査の結果から、多くの教職員及び学生が建学の精神や教育理念を理解することにつながっており、効果的といえる。そのほか、図書館の壁に建学の精神と教育理念を記したプレートを掲示し、学外者の目にも触れるよう工夫し周知を行っている。また、建学の精神については、冗長な表現を避けより分かりやすい端的な表現にすることを目標として、2019年度に「将来構想委員会（現在の「改革推進委員会）」で検討し、理事会を経て改定している。

以上のことから、大学の教育理念・目的を定め、学内外の関係者に工夫して周知するなど、教職員・学生及び社会に適切に公表しているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の教育理念・目的、歯学部・歯学研究科における目的等を実現するため、大学の将来を見据えた中・長期計画として、2019年からの10年間を想定した「KDU2028計画」を設定している。2013年から2017年にかけて取り組んできた改革を「第1期改革期」と定義し、それからの10年間を3期に分け、2019年から2020年の2年間を「第2期改革期（加速期）」、2021年から2024年までの4年間を「第3期改革期（成長期）」、2025年から2028年を「第4期改革期（充実期）」としている。同計画の内容としては、「教育」「研究」「臨床」「管理・

運営」「地域・社会・国際連携」の5項目で構成している。

また、「KDU2028 計画」の設定にあたっては、内部質保証体制の強化や自己点検・評価の定期的実施など、2017 年度の本協会による大学評価（認証評価）結果で指摘を受けた事項を最優先課題として掲げ、改善に取り組んでいる。同計画における各期の成果のとりまとめについては、新型コロナウイルス感染症の影響により遅延していたが、2024 年度にこれに着手し、過年度の計画達成状況の評価と計画の修正を行う予定としている。

以上のことから、大学の中・長期計画を策定するとともに、同計画において前回の大学評価（認証評価）結果で指摘を受けた事項への改善を最優先で取り組む課題として、計画に基づく取り組みを実行している。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

建学の精神・教育理念・目的及び使命の実現に向けて、「内部質保証に関する基本方針」を定めている。同方針において、教育及び研究、組織構成及び運営、施設・設備等の状況を自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとした基本的な考え方に加え、全学的な内部質保証を推進する組織である全学的内部質保証推進組織について記載している。

内部質保証に関する基本方針は、大学ホームページの情報公開のページで、「内部質保証に関する基本方針」と内部質保証体系図（以下「体系図」という。）は、教職員専用ページで公開している。

全学的内部質保証推進組織は、「内部質保証・自己点検評価」「教育研究」「学生募集」「組織・環境・運営・財務」「社会連携・貢献」の5つの責任体系で構成しており、この体系に属する組織において、本協会で定める大学基準に関する取り組みを行っている。同取り組みに対し、「自己点検・評価委員会」が評価を行い、第三者的視点を持った「外部評価委員会」からの客観的な評価・意見を加味して自己点検・評価報告書をまとめ、それを全学的な内部質保証の責任組織である「内部質保証委員会」が評価して、学長に報告しており、これらの流れについては内部質保証に関する基本方針と体系図に示している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に定めており、大学ホームページに掲載することで共有を図っている。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「内部質保証に関する基本方針」において、5つの責任体系で構成する全学的内部質保証推進組織を明示し、それぞれの責任体系に属する組織とその役割を定

めている。また、内部質保証の推進及び自己点検・評価の実施に関与する組織として、学長、「内部質保証委員会」「自己点検・評価委員会」「外部評価委員会」を置くことや、学長が「教育研究活動の全般を統括し、法人の基本的運営方針や事業計画に鑑み、建学の精神・教育理念の実現に向けて、必要な全学的内部質保証推進組織を編成し、各組織の活動を推進する」ことを定めている。

全学的な内部質保証の責任組織として、「内部質保証委員会」を設置し、学長が指名する委員長、学長及び委員長が指名する教職員により構成している。「内部質保証委員会」の職務は、「神奈川歯科大学内部質保証委員会規程」において、内部質保証の体制整備、自己点検・評価活動の進捗状況の検証、改善方針の立案に加え、自己点検・評価活動に関する各種委員会、各部局等への指示や助言と定めている。

実質的に学内の自己点検・評価を行う組織は「自己点検・評価委員会」であり、副学長、研究科長、教学部長、教育企画部長、学長により指名された専任の教職員で構成している。同委員会は、「神奈川歯科大学自己点検・評価委員会規程」において、委員会の目的を「教育研究水準の向上及び本学の活性化並びに社会的使命達成のため自己点検及び自己評価を行うこと」を目的と定め、自己点検・評価報告書の作成に関すること等の6つの事項について審議している。

そのほか、第三者的視点から評価・意見を提示する組織として、「外部評価委員会」を設けている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているといえる。ただし、内部質保証の体系図等については、点検・評価の結果に基づく改善の手续や内部質保証に係る各会議体の関係性等をより分かりやすく明示するよう、調整が望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

全学的な基本方針として、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）及びアセスメント・ポリシーを明示し、大学の理念・目的とともに大学ホームページで公表している。

歯学部における点検・評価については、学位授与方針は教授会及び「教育委員会」「教育企画部」「病院運営委員会」、教育課程の編成・実施の方針は教授会及び「教育委員会」「教育企画部」、学生の受け入れ方針は「学生募集戦略責任者」「学生募集戦略チーム」及び「入試委員会」で行っている。大学院においては、3つの方針は全て「大学院運営委員会」で点検・評価している。これらの点検・評価は、事業報告書としてとりまとめ、学長に報告して「自己点検・評価委員会」内で点検・評価したのち、「外部評価委員会」の評価・意見を参考に『自己点検・評価報告書』をまとめ、それを「内部質保証委員会」が評価して学長に

報告している。

認証評価機関や行政機関からの指摘について、当該大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、前回の大学評価（認証評価）結果で指摘を受けた事項のうち、内部質保証のための全学的な体制の整備・強化、自己点検・評価の定期的な実施及びその結果に基づく改善に対して、それまで不定期であった『自己点検・評価報告書』の作成を2017年度以降は毎年度実施し、公表している。また、課程博士の学位授与にあたって、在籍の状態が維持できるよう、標準修業年限内で修了できなかった学生の取り扱いを見直しており、いずれの課題についても適切に対応し、改善報告書を提出している。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質評価保証システムが概ね有効に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

「学校法人神奈川歯科大学ガバナンス・コード」に従って、法令によって公表が求められている教育研究や学校法人に関する情報を公表している。具体的には、3つの方針、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の数や各教員が保有する学位・業績、入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了した者の数や進学者数・就業者数、その他進学及び就職等の状況、授業科目、授業方法、内容並びに年間の授業計画、学習成果に係る評価、卒業又は修了認定にあたっての基準等を公表している。また、学校法人に関する情報の具体例としては、財産目録、貸借対照表、収支計算書、寄付行為、監事の監査報告書等である。

前回の大学評価（認証評価）結果において、内部質保証に対する全学的な体制の強化の必要性と自己点検・評価の定期的な実施と改善が指摘されたことを受け、不定期であった自己点検・評価報告書の作成・公表を前回の大学評価（認証評価）を受けた年度から毎年度実施するなどの改善を行っており、それについては「神奈川歯科大学自己点検・評価規程」で定めている。

情報の公表は、主として大学ホームページで行っており、大学ポータル、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等でも行うとともに、必要に応じて情報に説明を加えるなど、情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は適切に公表されているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

前回の大学評価（認証評価）結果において、内部質保証に対する全学的な体制

の強化の必要性と自己点検の定期的な実施及びその結果に基づく改善について指摘を受けたことから、「自己点検・評価委員会」の上位組織として「内部質保証委員会」と「外部評価委員会」を設置するとともに、「内部質保証に関する基本方針」の学内外への公表、自己点検・評価報告書の毎年度の作成・公表を行っている。

このうち、内部質保証の基本方針において、自らの点検及び評価の実施と公表について示している。さらに、「内部質保証委員会」は、全学的な内部質保証の責任組織として自己点検・評価活動の評価、改善策の提言、PDCAサイクルの推進を監視する役割を担い、内部質保証システムの適切性について点検・評価を行っている。

以上のことから、全学的な内部質保証の責任組織を中心として、内部質保証に関する基本方針を見直すなど自己点検・評価を行っており、引き続き内部質保証システムの改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

建学の精神「歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育」を教育理念として、高度な医療を提供できる専門的職業人としての歯科医師の育成に努めている。教育組織として歯学部と歯学研究科を開設している。

歯学部は、教養・教育学系の1講座、基礎歯科学系の4講座、社会歯科学系の2講座、臨床科学系の12講座を置き、教育研究活動を行っている。さらに、「教育企画部」や「教学IR室」を設置して、教育の改善を支援している。歯学研究科は、現在は歯学専攻の1専攻としている。

研究推進組織として、各種研究を支援する「大学院附属中央研究支援センター」も設立している。また、学生や教職員の研究活動を支援するための附属図書館も設置している。

附属病院では、最先端の治療と臨床教育を提供し、専門性を備えた治療と教育を行える体制をとっており、診療参加型臨床実習の充実や地域医療連携へ貢献している。さらに、医科診療科には専門医が所属しており、医科歯科連携による診療及び教育の充実に努めている。附属病院と附属クリニック・研修センターは教育病院としての役割も果たしており、臨床研修歯科医の支援も行っている。

以上のことから、これらの組織及び施設は、大学が掲げる教育理念に整合しており、大学の理念・目的に照らした組織の設置を適切に行っているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」とその上位組織である「内部質保証委員会」「外部評価委員会」によって全学的に検証する体制をとっている。そのほか、「組織検討委員会」において、全学的な施策や企画に基づいて、歯学部と歯学研究科の円滑な運営を図るための教員組織の適切性と人員配置について検討している。学部、研究科、附属病院等における各部局レベルでの組織に関する点検・評価は定期的実施しており、その結果は大学ホームページにて公表している。

自己点検・評価では、教育研究組織を点検するための専門的な評価部門を明瞭化すること、学長のリーダーシップがより発揮できるような体制強化の必要性を問題点として挙げている。また、2021～2024年度中期計画「KDU2028計画」では、教育研究組織に関して、「地域に貢献する医療施設として最新の医療を提供する診療科を構築する」「研究活動の促進のため中央研究支援センターの機能を充実する」等の項目を挙げている。これらのことから、今後は、明瞭化した評価部門で定期的実施する自己点検・評価において、社会的要請や学生のニーズ、学問の動向などの視点から設置している学部や研究科、附属病院、センター等について大学全体の組織構成における継続的な点検・評価が望まれる。

以上のことから、大学の教育理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の施設の適切性を点検・評価しているといえる。今後は、大学全体の研究組織に関する評価部門を明瞭化したうえで、関連委員会との役割を明確にし、教育研究組織の更なる改善の推進を期待する。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

歯学部では、学士（歯学）の学位において、「社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する」「医療人としての（生命に対する畏敬の念を旨とし、）豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する」「歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する」からなる学位授与方針を定めている。歯学研究科では、博士（歯学）の学位において、「高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている」「歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている」「普遍性のある研究成果を広くパブリケ

ーションすることができる能力を身につけている」「歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判断ができるマネジメント能力を身につけている」「地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている」からなる学位授与方針を定めている。

歯学部及び歯学研究科の学位授与方針は、大学ホームページ、CAMPUS GUIDE や入試要項等を通じて社会へ公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、適切に公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

歯学部の教育課程の編成・実施方針では、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを『歯科咬合医療系』『生命科学口腔病態系』『社会と歯科医療系』および『神奈川歯科大学固有科目系』という4つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する」と定めている。歯学研究科では、「自立した研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師および研究者を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行う。特にコースワークの充実として共通必修講義・演習を6科目配置すると同時にコースワーク（講義・実習・演習）からリサーチワーク（研究・論文作成）の有機的な連携を考慮して編成した」と定めている。さらに、臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠するために体系的な教育課程の編成と実施方針を策定している。

歯学部及び歯学研究科の同方針は、大学ホームページ、CAMPUS GUIDE や入試要項等を通じ社会へ公表している。

以上から、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、適切に公表しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

歯学部では、2014年より教育課程の編成・実施方針に基づき1年間を5つのstage（1stageを7週間）に分割する短期集中型と、教育科目を体系的な4系統のコース（歯科咬合医療系、生命科学口腔病態系、社会と歯科医療系、神奈川歯科大学固有系）に分類する教育課程の編成を採り入れている。各コースでは、学習の順次性を考慮して初級から高度な内容へと積み重ねることにより、確実に学習が進むよう配慮するとともに、コース間の関係性、各モジュールの教育目標の

妥当性についても配慮している。2022 年度においては、1 年次から 3 年次の stageV を stage I から IV までの学習内容を振り返る期間として位置付けていたが、2024 年度からは stageV を stage I から IV の振り返り学習期間として設定するのみならず、成績優秀者を対象として「自己探求学」を各学年の最終ステージ（stageV）に配置し、SCP（Student clinician research program）や海外研修に参加する機会を備えた科目を開講するなど、より発展的な「5 stage 制」へと展開を図っている。くわえて、留学生向けの日本語教育として、「歯学のための日本語」「医療コミュニケーションのための日本語」等の歯科医師に必要な語学力を向上させるカリキュラムを設けるなど、多様な学びの機会を提供している点は高く評価できる。

歯学研究科では、1 年を前期及び後期の 2 期制とし、各期を 15 週として、6 つの教育課程の編成・実施方針に対応する科目をそれぞれ定め明示している。1 年次及び 2 年次では、共通必修科目を開講しており、対面とオンラインのハイブリッド方式の講義を実施、対面型として双方向型で 2 キャンパス（横須賀及び横浜）同時に開講している。専門科目は、希望する科目により 2 キャンパスに分かれて実施している。3 年次に開講する統合専門科目演習は、多分野による分野横断的科目である。さらに、3 年次後期から 4 年次に「特論 I・II」を冠する専門性が高い選択科目を配置している。そのうえで、4 年次には、研究論文演習を配置し、学位修得のための論文作成への導入としている。

以上のことから、歯学部及び歯学研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

歯学部では、全ての授業計画と各モジュールを、大学独自の学習管理システム「KDU-LMS」内に掲載しているシラバスにて更新し、進級判定基準とともに学生ポータルサイトから随時確認できるようにしている。歯学研究科の講義シラバスには、各開講科目について履修に必要な情報を各科目で統一した書式によって明示している。また、主体的学習を促進するために、多目的実習室、図書館内のラーニング広場、e-learning システム等を整備している。特に、e-learning システムは、自己学習や補完教育などを目的として、自宅のみならず 24 時間自習スペース等でも幅広く活用されている。なお、長年にわたって海外からの多くの留学生を受け入れており、当初は臨床実習において、一部留学生の医療面接における日本語能力不足についての指摘もあったことから、PDCA サイクルによる検討を重ね、異なる日本語習得レベルで入学してくる留学生に対して複数の異なる日本語教育プログラムを提供し、段階的な評価基準を設けるなどの改善を図っ

たことにより、近年では共用試験（CBT・OSCE）の点数が向上するなどの効果が現れはじめている。

そのほか、歯学部では、ガイダンス時に履修方法や授業について履修ガイドを用いて説明している。5年次及び6年次の教育で演習形式の学習形式を導入し、主体的な学びの促進を図っている。また、2020年度からは、自宅等外部からも録画した授業ビデオのオンデマンド配信を視聴できるようシステムを改善している。

歯学研究科では、各大学院学生に対して指導教員が研究指導計画書を作成し、それに基づいて教育研究指導及び学位論文作成指導を行っている。学位論文は、学生ごとに主査及び複数名の副査により組織する「学位審査委員会」によって審査するとともに、中間発表会を開催することによって各学生の研究の進捗状況を組織的に確認している。さらに、学習活性化のために、学位審査前に公聴会での発表を求め、そこで指摘された事項について検証・修正した後に学位審査の申請を行うこととしている。

以上のことから、歯学部及び歯学研究科では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

歯学部では、各授業科目の成績評価方法についてシラバス上に明示し、各年次の進級判定基準については、履修ガイド、大学ホームページ、学生ポータルサイト及び教職員専用ページの履修ガイドに掲出している。また、学生及び教職員に対しその基準を明確に公開するとともに、年度初めに行っているガイダンスにおいて学生への周知を図り、この基準に基づいて適切な評価を行ったうえで単位を認定している。

歯学研究科では、履修科目（「基本科目、専門科目、統合専門科目、および選択科目」）の成績評価については、「神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程」に従い、それぞれ授業科目を担当する教員が行う筆記試験、口頭試験及び研究報告等によって評価している。また、研究については、各年度初めに研究指導計画書を提出し、研究の内容、進捗状況等について、第三者の立場から研究評価者が評価を行っている。

歯学部における単位については、法令に則した卒業要件単位数を設定するとともに、6年以上在学し、教育目標を達成するために設けている授業科目の単位を全て取得した学生に対して、卒業を認め、学位を授与している。

歯学研究科では、履修科目の成績と研究の評価を研究科長に提出し、大学院教授会による承認を受けたうえで単位を認定している。また、神奈川県内の各大学院とは「神奈川県内大学院学術交流協定」に基づき、単位互換制度の確立を進めている。学位授与については、学位審査委員（主査・副査）による論文審査と最

終試験を行い、報告書を大学院教授会に提出し、学位授与の可否についての審議を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

歯学部における学習成果の評価は、アセスメント・ポリシーで示すモジュール試験、1年次から3年次の各学年末総合試験、4年次の歯学系共用試験（CBT・OSCE）、5年次の臨床座学試験、歯学系共用試験（POSTCC-PX）、6年次の認定試験、最終試験等によって把握・測定している。評価の適正性の検証にあたっては、各 stage 終盤に「授業評価アンケート」を実施し、授業内容を検証している。各種の試験や「授業評価アンケート」の結果は、「教学IR室」で集計・分析し、「教育企画部」で評価を行うとともにモジュール責任者、コース責任者にフィードバックを行い、改善策を提示することで教育内容・方法の改善を行っている。特に、歯学系共用試験（CBT・OSCE）及び国家試験の結果は、国家試験結果を起点としてそこに至るまでの教育を振り返って分析するとともに、各年次の進級判定基準の妥当性について定期的に検証して見直しを行うとともに、学位授与方針そのものについても適時見直しを行っている。なお、歯学部では、前年度の授業評価アンケートの結果を踏まえ、授業目標の変更やグループワークを採り入れるなど、フィードバック体制を整えている。また、学位授与方針に示す知識・態度・技能についてそれぞれアセスメントプランを定め、履修ガイド等に提示することで学生自身が学習の到達度を把握できるようにしている。

歯学研究科では、学位授与方針に明示した学生の学習成果の到達度について、1年次から4年次における各科目の履修状況や試験等によって把握するとともに、1年次から指導教員のもとで実施している研究活動を通じて、研究の進捗状況の評価し、研究評価者による年2回の評価や中間発表を行っている。4年次の学位審査においては、「学位審査委員会」が提出する書類「学位審査委員用チェック項目・提出用紙」に記載されたチェック項目に基づき学位を評価している。そのほか、1年次及び2年次の共通科目については履修状況の評価を行うとともに、理解度を確認・把握するため、2年次後期にコースワーク到達試験を実施している。なお、修了要件として、コースワーク到達試験の合格を課している。

以上のことから、歯学部及び歯学研究科において各学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握し適切に評価しているといえる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

歯学部では、教育に係る戦略的な意思決定を行うため、学長直轄組織である「教育企画部」を置くとともに専任教職員を配属し、教育に係る総合的な企画を行ったうえで、教育課程の編成と検証、学生との協働による各種教育制度や施設等の見直し等を行っている。また、教育課程の自己点検・評価は、「教育企画部」が主体となり、「教学 IR 室」が蓄積した各種データとそれを用いた分析結果に基づき、現状分析、改善策の立案、結果の検証を繰り返し行い、FD等を通じてさまざまな視点からの意見を採り入れたうえで、全学的な教学マネジメント組織である「教育委員会」で審議したのち、教授会に上程して決裁を行っている。歯学研究科における教育課程の編成・実施方針の適切性については、「大学院教育委員会」で点検し、その結果を「大学院運営委員会」及び大学院教授会に上程して定期的な検証を行っている。

歯学部におけるカリキュラム編成等の教育改善にあたっては、学生の各種アンケート結果や試験結果等に基づき、改善を図っている。歯学研究科のカリキュラム編成においては、学生からの授業評価アンケートの集計結果や大学院教育に関連する社会情勢にも考慮している。また、研究評価者による評価に関し、評価報告書を研究の進捗状況が具体的に分かるような内容に修正している。

以上のことから、歯学部及び歯学研究科の教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

長所

- 1) 1年を5期に細分化した「5 stage 制」により、学習内容の理解促進や定着化を図るとともに、留学生に向けて「歯学のための日本語」「医療コミュニケーションのための日本語」等の歯科医師に必要な語学力を向上させるカリキュラムを設けている。また、1年次から3年次の成績優秀者を対象として「自己探求学」を各年次の最終ステージ（stage V）に配置し、ボランティアやインターンシップのほか、大学院での研究活動・研究発表に参加するなど実践的かつ多様な学びの機会を提供している。このように歯科医師に必要な専門知識・技術に加え、主体的に学び続ける姿勢の習得につながることを期待できるため、さまざまな学生の特性・学びの状況の応じた教育課程の編成として評価できる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針を授与する学位課程（歯学部歯学科、歯学研究科博士課程）ごとに適切に定めている。例えば、歯学部では学位授与方針に基づいた教育課程の編成・実施方針を踏まえたうえで、「人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人」「歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人」等の4項目を設定している。歯学研究科では、歯科医療で解決が求められている課題に共鳴したうえで、「確固たる目的意識を持ち、課題探究心や学習意欲が旺盛で、自立心とともに高い責任感があり、最新の臨床研究能力を身につけたいと考えている人材」を求める学生像として示している。

これら学生の受け入れ方針は、建学の精神、教育理念、教育目的や入学者選抜の判定方法とともに、大学ホームページ及び学部・大学院の入試要項等に掲載し、随時、入学希望者が閲覧できるようにしている。

以上のことから、求める学生像を明示した学生の受け入れ方針を適切に策定し、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

歯学部では、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制・指定校制）、卒業生推薦入学試験、帰国生入学試験、外国人留学生入学試験、外国人留学生特別入学試験、一般選抜、大学入学共通テスト利用入学試験、特別入学試験の9種類の選抜方式を採用しており、多様な入学希望者に対応している。小論文と面接試験を全種別共通の必須項目とし、受験生の歯科医学への意欲や態度、学生の受け入れ方針に示す求める学生像への理解度など、学力に偏らない適性評価を実施している。歯学研究科においても、筆記試験（英語及び専攻専門試験）と面接試験により、単に知識の有無を問うのみではなく、受験生の意欲や忍耐力、人間性も重視した選抜を実施している。

授業料等の費用、経済的支援である「KDU入学サポート」や奨学金制度に関する情報については、入試要項や大学ホームページで公開している。学生募集や入学者選抜に関する制度や運営体制の整備の全体的な計画立案・制度設計は、「学生募集戦略チーム」が担当し、入学試験及び入学者選抜の運営は「入学試験委員会」が行っている。

歯学部の入学試験判定については、試験の成績を「教学部」で事務的に集計し、集計済みの判定資料には受験番号、試験点数、面接評価のみを記載し、氏名や性別、現役・浪人などの情報は掲載することなく、「入学試験委員会」と教授会で

審議し、最終的に学長の承認を得て合否を決定している。歯学研究科においては、「大学院運営委員会」で審議し、最終的には大学院教授会で審議したうえで、学長が決定している。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正・公平に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

歯学部の入学定員については、文部科学省の定員削減指導を遵守し、入学定員を減じて募集定員を設定し、学生募集を行っている。過去5年間における入学定員に対する入学者数について、選抜区分ごとの募集人数については入試要項に明記し、入学定員枠の範囲内で年度ごとに若干の修正を加え、その範囲内で年度ごとに適正化を図っている。なお、2024年度においては、過去5年間における入学者数比率の平均が低いため、今後の推移に注意することが望まれる。

歯学研究科においては、経年的に収容定員を満たさない状況がみられることから、「大学院運営委員会」及び「入試委員会」で対応策を検討し、2024年度より入学試験科目の変更を行っている。

以上のことから、歯学部においては、募集定員に対する入学定員を適正に管理しているものの、2024年度においては、過去5年間における入学者数比率の平均が低いため、今後の推移に注意することが望まれる。歯学研究科においては、経年的な収容定員不足の状況を鑑み、今後も組織的に対応策を講じていくことが期待される。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れにおける適切性の点検・評価については、「教育企画部」「教育学部」「教学IR室」が中心となり、入学者の入学後の成績や学習状況などを検証し、適切に入学者を選抜しているかを検討のうえ、次年度の選抜制度や方法の改善に向けた検証を行っている。

学生の受け入れに係る改善の事例として、歯学部の入学試験の1つとして採用している卒業生推薦入学試験において、被推薦者を卒業生の血縁者に限定していることについて、平等性の担保が論点となった。これを踏まえ、2021年度の入学者選抜より、大学の校風にふさわしく優秀で目的意識を持つ受験生においては、血縁関係に関わらず推薦できるよう制度改革を実行し、毎年、一定割合の入学者を確保している。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を点検・評価する際には、「教学I

R室」による分析データに基づいた検証を行い、選抜方法の変更等の取り組みにつなげている。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

建学の精神及び教育理念を実現するため、求める教員像として「歯学部及び大学院歯学研究科の教育理念・目的を十分に理解し、教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系教員においては教育・研究に、臨床科学系教員においては加えて診療に対して真摯に取り組める人材」を求め、そのうえで「学生と患者への豊かな愛情を持ち、教育・臨床・研究における真理の探究に意欲的であり、教職員組織において他者を尊敬し合い組織の発展に貢献できる人材」と定めている。

大学全体の教員組織の編制に関する方針については、大学及び大学院設置基準に定められた必要教員数を下回らないことを前提とし、教育・臨床・研究の運営を円滑に、かつ効率的に推進するために、学部、研究科、診療科を構成する4学系（教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系、臨床科学系）のもとに講座及び分野を設置し、最大限機能させるために学長直轄組織として「教育企画部」を配置すること、学部、研究科、診療科に適正な人数の教員を配置することを定めている。また、学部、大学院、診療科共通の求める教員像と教員組織の編制方針を定め、いずれも大学ホームページで公表している。

以上のことから、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

求める教員像及び教員組織の編制方針に基づき、歯学部及び歯学研究科において、教育研究活動を展開するために教員組織を編制している。

学部・研究科の教員数は、大学及び大学院設置基準上の必要教員数を満たしており、教育研究活動を展開するにふさわしい教員を配置し、適切な教員組織を編制している。

歯学部における教員組織編制の適切性は、「組織検討委員会」において点検し、教員配置については「教学IR室」による現状分析も反映している。教員の年齢構成と男女比率については概ねバランスがとれているものの、女性教授の比率が低く、改善に向けた検討が望まれる。また、海外からの留学生を積極的に受け入れていることから、教員組織の国際性の観点からも外国籍の教員の採用について

検討が期待される。なお、歯学研究科では、2017年に2専攻から歯学専攻のみへと組織変更しており、教員組織として「大講座制」を導入している。なお、2021年度から教員組織を全面的に再編しており、新たな教員組織についても、継続的に点検・評価し、適切性を検証して進めることが望まれる。

以上のことから、法令に則り概ね適切に教員組織を編制しているといえる。今後は、女性の教授職への任用や外国籍教員の採用等について、教員組織のバランスに配慮するよう努められたい。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

歯学部・歯学研究科教員及び診療科教員の募集、採用、昇格については、「神奈川歯科大学教員任用規程」「神奈川歯科大学教員任用基準細則」「神奈川歯科大学診療科教員任用規程」「神奈川歯科大学診療科教員任用基準細則」を策定し、実施している。

歯学部及び診療科教員においては、採用、昇格人事ともに「選考委員会」にて審査を行い、結果を教授会又は「臨床系教授連絡会」に報告し、審査結果と教授会からの意見を踏まえ、審査の結果を理事会へ上程し、理事会において採用・昇格の可否を最終決定している。

歯学研究科教員については、「大学院運営委員会」での資格審査を経て、大学院教授会において承認を得て理事会に推薦し、任用を決定している。

審査基準については、「神奈川歯科大学教員任用基準細則」及び「神奈川歯科大学診療科教員任用基準細則」に明示しており、公正性に配慮している。教員の審査に際しては、人物像、教育歴、研究業績、社会における活動、さらに、教育・研究に関する考え方を総合的に評価するとしている。審査においては、論文数、外部資金獲得状況、管理運営に関する活動状況等の客観的な資料を作成しており、選考の客観性・公正性を高める取り組みを行っている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等については、適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教職員の教育力の向上、研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質の向上を図るため、「FD・SDに関する方針」を定めて大学ホームページに公表し、周知している。具体的な活動として、「FD・SD委員会」を設置し、組織的に教職員の資質向上や大学の改善のための研修や講演会を計画・実施している。この委員会のもと、年間に複数回の研修会等を行っている。研修内容は、新任教員研修のほか、AI作問システム、著作権法に関する注意点、大学の理念・方針に

関する講演会、講義法、研究倫理研修、C B T問題作成やハイブリッド型授業、チームビルディングのワークショップなど多岐にわたり、教職員の資質向上に向けた努力が認められる。しかしながら、助教以上を対象とした研修会への参加率が低いことから、研修会への参加を促す方策を検討し、F D活動の活性化を図ることが望まれる。

歯学研究科におけるF D活動は、基本的に歯学部と合同で実施しており、2023年度の研究科独自の活動は1回の講演会にとどまっている。学部と研究科では教育目的や3つの方針が異なることも踏まえ、それぞれの教育研究活動の内容・レベルに応じたF D活動を促進するため、今後は、研究科独自の活動について一層の充実を図ることを期待したい。また、2022年度に教職員の資質向上を図ることも目的とした新たな評価制度を導入しており、教員個人の向上及び組織的なF D活動の効果を検証して取り組むことが期待される。

実験・実習を伴う科目では、T Aを配置し、実験・実習の教育補助を行っている。しかし、T Aを務める大学院学生に対する研修としては、現状では各科目でのT A業務を通じた指導（O J T）としている状況であり、当該科目におけるT Aの役割や業務内容に関する説明、T Aに必要な能力・資質向上を図る研修として十分とはいえない。今後、「T A運営委員会」を中心にT Aの役割・業務内容、留意点等を説明する動画及び小冊子の作成を予定していることから、これらを確実に実施し、T Aに対する研修等の機会・仕組みを設けて実施するよう改善が求められる。

以上のことから、「F D・S D委員会」を設置し、組織的に教職員の資質向上を図り、各教員で授業改善等に取り組んでいる。一方で、基本的には学部と研究科の合同でF Dを行っており、研究科の教育研究等に応じたF Dを充実させることを期待したい。また、T Aの指導補助者への研修を十分に行っていないため、これを適切に実施するよう改善が求められる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、2022年度以降は、「組織検討委員会」において定期的な点検・評価を行い、改善を図り、「改革推進委員会」に諮る体制をとっている。

歯学研究科の教員組織については、2021年度に、それまで採用していた大講座の利点、問題点を評価することで、大講座制の利点をできるだけ維持しつつ、問題点であった責任・指示系統が明瞭となるように現行の組織に改編しており、教育と診療の改善と向上を図る取り組みと認められる。組織改編の成果について、継続的に点検・評価を実施することを期待する。

以上のことから、学部の教員組織については、その適切性と人員配置については「組織検討委員会」を中心に、適切に取り組んでいるといえる。

<提言>

改善課題

- 1) 実験・実習を伴う科目において、教育補助を行うティーチング・アシスタント(TA)を配しているが、TAの役割や業務についての説明は行っておらず、十分な研修を行っているとはいえない。TAの役割を理解し、適切に遂行するために必要な能力及び資質向上を図る研修等の仕組みを設け、確実に実施するよう改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

前回の大学評価（認証評価）の結果において、学生支援に関する方針を明確に定めておらず、同時に同方針を教職員に共有することが課題となっていたが、その後「修学支援」「生活支援」「国際交流支援」の項目別に方針を定めている。

「修学支援」では、奨学金制度や特待生制度等による学生支援制度の充実や図書館や学習室を多目的・自発的な学習の「場」として提供するとともに、e-learning等の修学環境の整備、成績不振者等への面談の実施など、具体的な対応方針を明示している。「生活支援」では、メンタルの問題に対処するための学生相談室（「オレンジルーム」）の整備やハラスメントへの対応、健康管理室を設置して学生の健康維持・管理を図るとともに、感染症対策等に係る管理体制の整備について明示している。「国際交流支援」では、専門部署である「国際交流室」によるサポート、留学生や社会人学生等に対する適切な進路支援、国際交流プログラムの充実を図ることを明示している。

これらの方針は、大学ホームページ、教職員用ホームページに掲載し、学内構成員へ周知している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を明示し、共有しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

休学・退学等を検討する学生に対しては、教職員による面談を保護者同席のもと実施しているが、退学者数は過去3年を見ると改善されていない状況が見受け

られる。しかしながら、休学・退学等の兆候となる欠席状況を短い周期で把握し、速やかにクラス主任・担任に連絡が入るシステムを構築していることや学生に寄り添い指導を続け、直近では休学・退学等が減少傾向となっている。

学生の相談窓口として「オレンジルーム」を設置しているほか、相談専用メールアドレスや学生ポータルサイトに目安箱を設置し、友人や周りの人からの目を気にすることなく相談しやすい環境を構築している。

歯学研究科では、学生が学位取得後に研究職又は大学教員として活躍することを希望する場合が多いため、一例として卒業後のキャリアパスを設定し、説明会を実施している。なお、歯科医師の求人票については、歯学研究科の学生も自由に閲覧可能となっている。

以上のことから、学生支援に関する方針に基づいた体制を整備しているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性を点検・評価について、クラス主任・担任が対応した学生の学習態度や進捗状況等を「KDU-LMS」に記録し、教職員間で情報共有することにより、問題点の洗い出しや適切な指導につなげ、必要に応じて各種委員会を通じて対応し問題点の改善・向上に努めている。また、歯学研究科では、「学生生活アンケート」を実施し問題点を抽出し、「大学院学生生活支援委員会」が組織的な対応を行っている。

学生支援に関しては、「学生サポート委員会」とその下に置く「学修サポート委員会」「学生生活サポート委員会」「留学生サポート委員会」が学習支援及び学生生活支援に関する事項を企画立案し、実行を図る体制をとっていたが、学修支援と学生生活支援は切り離せないことから、2020年度以降はこれらの委員会を「学生支援委員会」に統合し、情報共有と学生指導の強化を図っている。くわえて、「学修支援室」を新たに設置し、学習に困難を感じている学生へのサポートも積極的に行っている。同様に、歯学研究科にあつては、「大学院学生生活支援部会」がその役割を担っている。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性を点検・評価し、その結果に基づき、委員会組織の改編や新設等に取り組み、改善につなげているといえる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

建学の精神及び教育理念の実現を目的として、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、「教育研究環境の整備」「図書館の整備」「情報環境の整備」の3つの項目ごとに、教育活動・研究活動の拠点としてふさわしいキャンパス施設・整備の充実を図ることを明示している。例えば、「教育研究環境の整備」では、老朽化した校舎、施設・設備の整備を計画的に進めること、省エネルギーに配慮して施設・設備の機能性の拡充を図ること、施設・設備の安全性を確保し、定期的な保守点検による適切な維持管理を実施すること、学生の主体的学習を促進するための環境整備を推進すること、研究資金の獲得のための環境を整備することを示している。

上記の方針は、大学ホームページ及び教職員専用ホームページに掲載し、学生、教員、職員や社会に対して周知している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示し、共有を図っているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、施設・設備等の整備を図っている。歯学部のメインキャンパスとして研究棟、附属病院、図書館、キャンパスセンター、講堂、資料館・解剖実習室等を備えた横須賀キャンパス、体育の授業とクラブ活動、教職員の健康増進に利用している体育館と「神奈川歯科大学グラウンド」、診療や臨床研修・教育施設として横浜キャンパスのほか、2017年に横須賀キャンパスの隣接地に多彩な診療スタイルを提供する次世代の歯科総合病院と位置付けた附属病院を開院している。歯学研究科の施設として、横須賀キャンパスと横浜キャンパスに附属横浜クリニック・横浜研修センターを設け、これら校地・校舎は併設する神奈川歯科大学短期大学部と共用部分を含み、大学設置基準を満たしている。

「KDU2028 計画」で課題として挙げているように、老朽化した施設について、優先順位に順じた建て替えと、建て替えに伴うキャンパス改造計画を立案している。具体的には、最も老朽化が顕著である本部棟を「キャンパスセンター」として竣工し、2024年から利用を開始している。各関係法規に則った施設点検は、専門業者により定期的実施しており、「キャンパスセンター」内に設置している24時間利用可能な自主学習スペースについては、防犯カメラの設置に加えて警備員を24時間配置して安全確保に努めている。衛生管理については、「学校法人神奈川歯科大学衛生管理規程」に基づき、「衛生委員会」が担っており、健康障がい及び危険防止、健康保持促進の対策等を審議し、実施している。また、産業医が定期的に職場巡視等を行い、衛生確保に努めている。

ネットワーク環境については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教職員と学生を区分して学内全域で使用可能なインフラを整備し、ライブ授業及び録画授業のオンデマンド視聴が可能な Wi-Fi 環境を構築し、主体的な学習の促進と学習効果の向上を図っている。また、高いレベルの情報セキュリティを維持し、利用者に情報セキュリティの重要性に係る啓発を推進すべく、教職員や学生の情報倫理を確立するために、ネットワーク利用について学内ネットワーク利用心得に遵守事項を規定し、教職員と学生に遵守する旨の承諾書を提出させている。さらに、学生には入学時のガイダンスや1年次の情報リテラシーを含む授業を実施して情報倫理の涵養を図っている。

以上のことから、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、必要な校地、校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館は、横須賀キャンパス及び横浜キャンパス（分室）に設置している。電子ブックや電子ジャーナルは図書館と分室で共有して閲覧可能であるほか、図書館と分室はシャトル便による図書館資料の貸出・複写デリバリーサービスを実施しており、分室利用者に配慮して運用している。また、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、多角的な視点による蔵書構築を推進し、教育・研究の活性化に必要な電子リソースを精査して積極的な導入に努めており、「図書選定委員会」で新刊の専門書を中心とした図書の購入の可否を判断している。また、学術雑誌や電子ジャーナルはこれまで積極的に収集・整備を進めてきたが、利用状況を勘案し、利用者のニーズに応じて選定している。医学系の専門のデータベースに加え、神奈川県図書館協会等に加え、コンソーシアムによる共同購入や加盟館との連携を図り、利用者の利便性を高めている。所蔵情報は、大学ホームページの蔵書検索（OPAC）や国立情報学研究所の情報システムを通じたアクセスを可能としている。

図書館、図書館分室とも一定数の座席を設け、図書館には閲覧席のほかに研究者用個室、視聴覚用個室、セミナー室を設けているほか、パソコン、プリンター、コピー機等の必要な設備を備えている。また、図書館職員は講習会に参加するなどしてスキルアップを図り、利用者の利便性を高めている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学生教育に資する費用として、2012年度から教育費という名目で、学長予備費の中から支給しており、2015年度からは教育のみならず研究費として使用することが可能となっている。このほか学内の競争的資金として、大学院プロジェクト研究費の公募を行い、採択されたものは重点研究として研究費を配分している。

教授に対して個別の研究室を配置しており、准教授以下は原則共同研究室となっている。授業及び診療に支障がない範囲で研究活動を認めており、学会発表や研修等の出張は自由に申請可能であり、出張費は年間の研究旅費から支給している。また、科学研究費補助金獲得の促進のために、「競争的資金獲得・研究推進支援委員会」を設置している。現在契約は解除しているが、外部委託による科学研究費申請支援を行った実績がある。2019年度には「中央研究支援センター」を設置し、研究活動のサポート体制の充実化を図っている。ただし、同委員会での検証は実施していないため、外部委託による科学研究費獲得に対する成果については、検証が望まれる。

なお、講座や教員の負担を軽減するために、2013年度よりTA制度に加えて、講義の出欠管理、オンデマンド講義の準備・動画管理等の業務を担う教育補助員を新たに導入している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を概ね適切に整備し、教育研究活動の推進を図っている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

世界医師会（WMA）が採択したヘルシンキ宣言（人を対象とする医学研究の倫理的原則等）が示す倫理規範や厚生労働省・文部科学省・経済産業省による、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する指針を遵守した指針として「学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程」を制定し、専門性の高い外部委員を含む「研究倫理審査委員会」を定期的に、また必要に応じて開催している。さらに、利益相反について「COI委員会」を開催している。研究倫理審査の申請手順や利益相反の取り組みについては、大学ホームページで公表し、研究者に対して周知している。研究費の不正使用について「学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程」「学校法人神奈川歯科大学研究活動行動規範」「学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」等の研究活動の不正行為防止等に関する規程を整備し、必要に応じて随時改正している。また、公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修を実施するなどして不正行為の防止に努めている。

定期的な研究倫理教育のために、「FD・SD委員会」が主体となり、研究に携わる教職員全員に受講を義務付けた研究倫理教育を実施している。これは、FDの一環として、新型コロナウイルス感染症の流行以降、オンデマンド配信や外

部講師が作成した収録動画の配信で行っているものである。なお、受講の成果は受講後の確認テストで確認・評価している。歯学部では、初年次に実施する倫理教育の科目に加えて、2年次以降においても社会歯科学や実習開始前のガイダンスなどで反復して倫理教育を行っている。また、歯学研究科では初年次に研究倫理に関する講義を実施して研究倫理意識の涵養に努めている。

以上のことから、研究に携わる教職員や学生に対して研究倫理を遵守するために必要な措置を講じているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、施設・設備の維持・管理は各種法令等で必要な定期点検を実施しており、その結果に基づき、総務課が修繕計画を立案し、財務課の予算計画に反映して教育研究環境の整備に努めている。

また、教育・研究拠点としてふさわしいキャンパス施設・整備の充実を図ることを「教育研究等環境の整備に関する方針」に定めており、教育研究等の環境の点検・評価や改善については、「中央研究支援センター」と「競争的資金獲得・研究推進支援委員会」が行っている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献活動に関しては、2018年に法人の常設委員会として「社会連携・貢献委員会」を設置し、2022年に「社会連携・社会貢献活動に関する方針」を定めている、具体的には、「研究成果の社会への還元」「社会に向けての教育研究活動」「本学支援者・卒業生等とのネットワーク構築」「地域社会との連携活動推進」「社会貢献のための神奈川歯科大学基金の拡充」の5つの項目に分類し、それぞれについて活動方針を定めている。

「社会連携・社会貢献活動に関する方針」は、大学ホームページ及び教職員専用ページにおいて公開し、周知している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組み

みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「社会連携・社会貢献活動に関する方針」に基づき、「社会連携・貢献委員会」を設置し、さまざまな取り組みを推進している。

地域における産学官連携の推進については、横須賀市、横須賀商工会議所、横須賀ロータリークラブ等と各種協定を締結し、さまざまな形態での連携を図っている。横浜市とは、産学官連携プロジェクトに係る協定を締結して連携活動を行っている。また、横須賀市に所在する「神奈川歯科大学グラウンド」は、広域避難地に指定され、同市とは災害時帰宅困難者一時避難場所として体育館を開放する防災協定も締結している。

地域学校との連携強化については、「企画推進室」が中心となり地域学校との連携強化が進められ交流促進を継続して実施している。また、横須賀ロータリークラブとの連携による地元中学生のための職業体験学習も開催している。さらに、神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定、2001年に締結し、学術交流を通じて大学院における教育研究活動の一層の充実に取り組んでいる。

その他の社会貢献については、大学附属病院、附属横浜クリニック・横浜研修センターを活用し、地域との医療連携の推進を図ると同時に、講演会・公開講座の開催や外部団体が主催する公開講座への講師派遣などを通じ、社会への情報発信にも努めている。また、社会歯科学系法医学講座歯科法医学分野において、多くのDNA鑑定の囑託を受けており、DNA鑑定に係る証人として裁判などにも協力しているほか、毎年警察官や海上保安庁職員への法歯学鑑定講習会なども主催している。さらに、厚生労働省が推進する戦没者遺骨のDNA鑑定について、鑑定機関として協力するとともに、関連する専門者会議にて専門的な立場から助言を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症が蔓延した際には、当該大学の学生のみならず、近隣の中学・高等学校の教職員等へのワクチン職域集団接種を行い、地域の健康・衛生保持に貢献した。

以上のことから、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、2018年度に「社会連携・貢献委員会」を設置し、2022年度には「社会連携・社会貢献活動に関する方針」を策定し、その指針に則り、社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価している。

点検・評価の結果を踏まえて、改善・向上への取り組みを行っており、2021年度には、近隣の学校、自治体、地域企業等との連携を強化したさまざまな取り組

みを開始している。2023年度からは、従前の地域貢献への取り組みを継続するとともに、教職員のみならず学生も地域貢献に参画する体制を整え、更なる発展へと大学全体の地域連携・社会貢献活動の改善・向上を図っている。

以上のことから、「社会連携・社会貢献活動に関する方針」を定め、方針に基づく取り組みの適切性について点検・評価を行い、改善につなげているといえる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

建学の精神・教育理念の実現に向けてそれぞれの組織が果たす役割を明確にし、目的達成のための改善・改革を推進し、円滑な管理運営を図るため、「管理運営に関する方針」を定めている。同方針において、「教育研究活動充実・推進のための関係法令及び学内諸規程に基づく適正な管理運営」「教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立」等の5項目を定めている。また、10年間の中・長期計画として、「将来構想委員会」を中心に全教職員から意見を募り修正を加えた後、法人理事会・評議員会での承認を得て「KDU2028計画」を策定し、これに基づく大学運営を行っている。

上記の「管理運営に関する方針」や「KDU2028計画」のほか、法人が定めるガバナンス・コードは、大学ホームページや教職員専用ページに掲載し、学外者や教職員に対し明示している。

以上のことから、大学運営に関する方針を適切に定め、中・長期の計画やガバナンス・コードとあわせて学内構成員に周知している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関わる組織として、大学及び大学院に教授会を置き、審議事項を適切に学則に規定している。学長を補佐する役割としては、副学長を置くことを学則に定め、規則に則り3名以内の副学長を指名し、学長の職務を補佐して業務を分掌する体制を構築している。

危機管理については、「危機管理委員会」や「衛生委員会」等、各種委員会を適切に組織し、それぞれの委員会が必要に応じて会議を開催するとともに、研修会や訓練等を実施する実務を担っている。

教学ガバナンス強化と学長リーダーシップの確立については「管理運営に関す

る方針」において示しており、権限等の明確化を図っている。くわえて、法人運営の最高決定機関である理事会と教学組織との円滑な連携を図るため、研究科長や副学長を構成員に含む「法人運営協議会」を設置し、運営上の諸課題について情報共有するとともに、迅速かつ円滑な対応を図っている。

以上のことから、大学と法人組織との権限と責任も明確であり、適切な大学運営を行っているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

「学校法人神奈川歯科大学経理規程」において、予算編成及び予算執行の手続を定めるとともに、予算責任者や「予算委員会」の権限についても定めている。予算編成にあたっては、理事長が予算を編成し、評議員の意見を聴取したうえで、年度の開始前に理事会の議決により決定している。予算の執行については、予算単位ごとに予算責任者を置き、責任者が予算単位の予算編成と執行に関して理事会に対して責任を負い、常に予算と実績との比較検討を行い、その適正な執行に努めることを規定している。

以上のことから、適切な手続を定め、明確性及び透明性をもって予算執行されているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

業務内容の多様化や大学が抱える喫緊の課題解決に応じるため、外国語で応対できる職員や主として教学関係の情報を集積・分析することを目的とした教学 IR 担当の専任職員を配置している。また、学生募集において懸念される状況が生じつつあるとの判断から、「募集広報部」を新設し、専任の教授のほか、数名の教職員を配置している。

教職協働として、大学及び法人のほとんどの常設委員会において、職員が委員として参画し、教員と職員の意見交換ができる場を設けている。

人事考課に基づく職員の評価は、法人の常設委員会として「教員評価・育成制度検討委員会」を設置し検討を行ってきたが、さまざま理由により継続が困難となり中断するに至っている。その後、学長主導による「持続評価計画プロジェクト」を設置し、再度検討した結果、新たな評価制度を構築し、1年の試行期間を経て、2022年度からは本格実施している。

以上のことから、教員と職員の意見交換を通じて、法人及び大学運営に係る事務組織の整備に適切に取り組んでいるといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向

上を図るための方策を講じているか。

職員の意欲・資質向上を図るため、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の取り組みの一環として、人事課長と各部課の所属長の判断により、外部の研修会・研究会に職員を積極的に派遣している。また、教職協働の更なる推進を図ることを目的に、「FD委員会」「SD委員会」を統合し、「FD・SD委員会」へと組織を再編制している。同委員会のもと、2022年度には、「SDワークショップ」として「対人コミュニケーションとチームビルディング」をテーマとするワークショップを開催し、教職員がともに円滑な大学運営に向けて資質向上を図る機会を設けている。また、「FD・SDに関する方針」において、必要に応じて学外から委員を受け入れることもできると定めており、より多角的な視点でのFD・SDの実施が期待できる。

以上のことから、「FD・SDに関する方針」に基づき、教職協働でのSDを展開するため、組織編制を見直し、計画的にFD・SDを実施している。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が計画に基づいた自己点検・評価を実施し、「外部評価委員会」からの評価を受けたいうえで、点検・評価の結果を「内部質保証委員会」において検証し、改善に向けた助言を行うことで、改善・向上に向けて取り組んでいる。例えば、点検・評価において、財務基盤安定のための効率的な予算編成及び執行に関する課題が上げられたことから、予算配分や執行プロセスを明確にすること及び透明性の確保に対する適切な検証の実施について、「改革推進委員会」にて事業計画を作成し、同計画をもとに当該部署で改善に向けて取り組んでいる。

寄付行為に基づき、監事による監査、独立監査人による財務監査を行っており、毎年度、監査報告書を作成し、当該年度の終了後速やかに理事会及び評議員会に提出している。

以上のことから、大学運営の適切性を定期的な点検・評価を通じて検証し、改善につなげている。また、法令に基づく各種監査についても適切に実施している。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2019年度に中・長期計画として「KDU2028計画」を策定し、2028年の少子化時代を見据えた中・長期目標及び目標達成のための中期・短期計画を定めてい

る。同計画において、5本の柱の1つである「管理・運営」に「長期財務計画に基づく中期的財務計画の策定」を掲げている。

これに基づき、2020年度から2030年度までの「学校法人神奈川歯科大学資金シミュレーション」を作成しており、新本部棟建築工事などの大型建設投資を織り込んだうえで、学生生徒等納付金、医療収入、人件費支出、運転資金等の重要項目についての予測を示しているほか、人件費比率や経常収支差額などの目標値を明示している。

以上のことから、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、「歯学部を設置する私立大学」の平均に比べ、事業活動収支計算書関係比率は、人件費比率が法人全体で高く、大学部門で低くなっている。教育研究経費比率は法人全体、大学部門ともに低く、事業活動収支差額比率は、法人全体で同平均を推移し、大学部門で高くなっている。

貸借対照表関係比率については、流動比率及び純資産構成比率は同平均を上回っており、総負債比率は下回っているため、概ね良好であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も一定の水準を維持していることから、現時点では、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているといえる。ただし、2023年には、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が増加しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は著しく減少しているため、今後の財務状況に留意されたい。

外部資金については、学内に「競争的資金獲得・研究推進支援委員会」を設置し、科学研究費補助金への申請支援を行うなど、教員の研究費獲得に向けた支援を行っている。なお、科学研究費補助金や学術研究助成金の獲得金額は、2016年度から2022年度までの実績としては、年度により増減があることから、より一層、外部資金の獲得に向けた実効性のある取り組みを促進していくことが期待される。

以上

神奈川県立歯科大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人神奈川県立歯科大学寄附行為
	神奈川県立歯科大学学則
	神奈川県立歯科大学大学院歯学研究科学則
	2019 年度第 14 回理事会議事録
	神奈川県立歯科大学 CAMPUS GUIDE 2023
	神奈川県立歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE 2023
	神奈川県立歯科大学 GUIDEBOOK 2024
	神奈川県立歯科大学入学試験要項 2023
	神奈川県立歯科大学大学院歯学研究科学学生募集要項 2023
	建学の精神・教育理念 歯学部 HP
	建学の精神・教育理念 大学院 HP
	建学の精神・教育理念 カード
	2023 年度教育に関するアンケートまとめ
	2023 年度 FD・SD 委員会
	[Kdu-a11_2148] 神奈川県立歯科大学の理念・精神、4 つのポリシーについて
	KDU2028 計画
	2023 年度 年度計画
2 内部質保証	内部質保証に関する基本方針
	神奈川県立歯科大学の内部質保証体系図
	神奈川県立歯科大学自己点検・評価委員会規程
	神奈川県立歯科大学内部質保証委員会規程
	2021 年度自己点検・評価に対する改善報告（内部質保証委員会）
	内部質保証委員会による提言例
	神奈川県立歯科大学 HP 各種方針
	教職員専用ページ 各種方針
	学校法人神奈川県立歯科大学常設委員会 2023
	神奈川県立歯科大学歯学部学内委員会 2023
	神奈川県立歯科大学大学院学内委員会 2023
	2022 年度事業報告書（基準 2 内部質保証）
	第 5 回外部評価委員会 議事録
	神奈川県立歯科大学歯学部 HP 3 つのポリシー
	神奈川県立歯科大学歯学部 HP 在学生の方へ
	神奈川県立歯科大学歯学部 HP 研究情報
	神奈川県立歯科大学歯学部 HP 情報公開
	内部質保証に関する基本方針 改定案
	内部質保証体系図 改定案
	神奈川県立歯科大学に対する大学評価（認証評価）結果
	自己点検・評価公開 HP
	改善報告書検討結果（神奈川県立歯科大学）
2023 年度第 1 回改革推進委員会議事録	
3 教育研究組織	神奈川県立歯科大学歯学部 HP
	神奈川県立歯科大学大学院 HP
	神奈川県立歯科大学教育企画部規程

	神奈川歯科大学教育企画部教学 IR 室規程
	教学 IR 室実績ファイルリスト 220906
	神奈川歯科大学大学院教授会規程
	神奈川歯科大学附属病院 HP
	附属横浜クリニック・横浜研修センターHP
	神奈川歯科大学附属病院 病診連携オープンセミナー
	神奈川歯科大学附属病院 院内レポート No. 9
	神奈川歯科大学附属病院 ニュースレター6号
	タウンニュース 神歯大附属病院「歯周病」あきらめないで
	神奈川歯科大学図書館 HP
	2022 年度第 1 回組織検討委員会議事録
	KDU-LMS と学生ポータルの主な機能
	簡明組織編制プロジェクトチーム最終答申
4 教育課程・学習成果	神奈川歯科大学歯学部 HP 学位授与方針
	神奈川歯科大学歯学部 HP 教育課程編成・実施の方針
	カリキュラム・マップ (2022 年度)
	時間割 2022 年度 1 年生
	1 年次カリキュラムツリー (2022 年度)
	カリキュラム DP マトリクス (2022 年度)
	教育企画部議事録 2022. 05. 30
	教育企画部・総合歯学教育学講座合同会議議事録
	2023 年度以降のカリキュラム編成について
	数理データサイエンス AI 教育プログラム認定制度【リテラシーレベル】
	神奈川歯科大学歯学部 HP 歯学科の特色
	神奈川歯科大学大学院 HP 2023 年度教育要項 (シラバス)
	学生ポータル表示例
	神奈川歯科大学履修ガイド 1~4 年 (2023 年度)
	歯学部 シラバス例 (3 年 stage I L3401 歯科病理学) 2023
	2022 年度授業評価アンケート
	アンケートフィードバック
	学修評価のフロー
	2022 年度自己成長度調査結果グラフ
	神奈川歯科大学大学院生指導計画
	1~4 年における指導体制
	大学院生の年次におけるモデルスケジュール
	神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE 学位申請論文の審査基準規程
	神奈川歯科大学大学院歯学研究科 中間発表実施規程
	神奈川歯科大学大学院歯学研究科 中間発表評価報告書
	大学院シラバス例 (研究基盤学)
	神奈川歯科大学歯学部 HP 進級判定基準
	教職員専用ページ 履修ガイド (進級判定基準)
	2020 年度歯学部卒業生へのアンケート
	FD を踏まえた上での評価方法変更について
	R4 年度別表
	神奈川歯科大学 CAMPUS GUIDE 学則
	神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程
	神奈川歯科大学大学院 HP 学位論文
	神奈川歯科大学学位規程
	神奈川歯科大学学位規程施行細則
	2022(R4) 年度 6 年生 3 群比較
	課程記録ノートマニュアル
	学位審査委員用チェック項目・提出用紙
	教育企画部 (2021 年発足) で行った教育課程の改善
	2022 年度第 2 回教育委員会議事録
	2022 年度第 7 回教育委員会議事録
	留学生のための日本語科目について

	2022 年度第 5 回大学院運営委員会記録
	2022 年度第 7 回大学院運営委員会記録
	大学院研究評価者評価報告書
	年度別休学・留年率推移
	大学院生研究評価者規程
5 学生の受け入れ	外国人留学生特別入学試験要項中国語版
	外国人留学生特別入学試験要項韓国語版
	神奈川歯科大学新聞第 43 号
	神奈川歯科大学新聞第 44 号
	神奈川歯科大学入学試験委員会規程
	2023 年度入試委員会（第 5 回）議事録
	神奈川歯科大学大学院入試委員会規程
	神奈川歯科大学大学院運営委員会規程
	神奈川歯科大学大学院 CAMPUS GUIDE 長期履修学生制度
	2015-2022 入試種別 GPA
	2023 年度第 1 回大学院運営委員会記録
	2023 年度大学院教授会（第 1 回）議事録
	歯学部 OC 参加者数 2022
	高校訪問資料
	休学・退学・除籍・留年者数集計（2003～2022）
6 教員・教員組織	求める教員像および教員組織の編制方針
	教育職員組織及び人員 2023 年（4 月 10 日現在）
	神奈川歯科大学副学長規則
	学校法人神奈川歯科大学ガバナンス・コード
	神奈川歯科大学学長選考規程
	神奈川歯科大学歯学部教授会規程
	2022 年度第 3 回組織検討委員会 議事録
	2023 年度科目担当者責任者一覧
	2023 年度大学院 1 号・2 号・3 号教員一覧
	神奈川歯科大学教員任用規程
	神奈川歯科大学教員任用基準細則
	神奈川歯科大学診療科教員任用規程
	神奈川歯科大学診療科教員任用基準細則
	神奈川歯科大学大学院教員組織に関する規程
	2022 年度第 8 回大学院運営委員会記録
	新しい研究倫理規定について
	2022 年度 FD・SD 委員会
	神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教員評価・育成制度規程
	教員評価シート
	2022 年度歯学部教育職員 上半期評価結果集計
	2022 年度歯学部教育職員 下半期（年間）評価結果集計
	学校法人神奈川歯科大学改革推進委員会規程
7 学生支援	学生支援に関する方針
	神奈川歯科大学歯学部 HP 奨学金制度
	神奈川歯科大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程
	神奈川歯科大学授業料減免に関する規程
	神奈川歯科大学学費貸与規程
	日本学生支援機構奨学金
	森田奨学育成会奨学金
	ロータリー米山記念奨学金
	国際交流室規程
	留学生大学管理寮入居者一覧
	学生相談室相談件数の推移（相談者別）
	神奈川歯科大学ハラスメント防止等に関する規程

	神奈川歯科大学 HP ハラスメント防止委員会
	キャリアと現代教養
	マッチング掲示 6 年生各位
	マッチング協議会 HP
	神奈川歯科大学大学院歯学研究科大学院学生生活支援委員会規程
	本科大学院における授業料減免に関する規程
	神奈川歯科大学大学院（歯学研究科）ティーチング・アシスタント規程
	ティーチング・アシスタントの申し合わせ事項
	神奈川歯科大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程
	岩垂奨学会奨学金
	平和中島財団奨学金
	森田奨学育英会奨学金
	寺山財団奨学金制度
	交通遺児育英会
	キャリアパス
	学生サポート委員会規程
	KDU-LMS 個人別時限別欠席一覧
	2022 大学院学生生活アンケート
	2022 大学院学生生活アンケート結果まとめ
	2022 大学院学生生活アンケート結果（グラフ表示）
	研究基盤学アンケート 2023
8 教育研究等環境	教育研究等環境の整備に関する方針
	学校法人神奈川歯科大学理事会規則
	神奈川歯科大学資料館～人体標本と 100 年史～ 開館
	新型コロナウイルス感染症に係る歯科医師によるワクチン接種
	NEWS RELEASE 0528-3
	歯科医師による新型コロナワクチン接種について
	【学内向け】歯科医師による新型コロナワクチン接種に係る研修会開催要項
	新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策について（病院）
	診療体制フローチャート
	学校法人神奈川歯科大学衛生管理規程
	神奈川歯科大学学内ネットワーク利用心得
	神奈川歯科大学図書選定委員会規程
	図書館 HP シラバス掲載図書
	神奈川歯科大学大学院中央研修支援センター（学内 HP）
	学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程
	学校法人神奈川歯科大学研究倫審査委員会規程
	学校法人神奈川歯科大学競争的研究費管理・運営体制規程
	[Kdu-a11_1760] 研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）
	コンプライアンス研修資料
	2022 年度 FD・SD 委員会 講演・WS について
	2022 年度公的研究費コンプライアンス研修・研究倫理教育研修 受講方法
	学校法人神奈川歯科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程
	学校法人神奈川歯科大学大学研究活動行動規範
	生命と倫理
	生命倫理学
	2022 年度 1 年生前期 研究基盤学日程表
9 社会連携・社会貢献	社会連携・社会貢献活動に関する方針
	横須賀商工会議所_協定書_20210210
	横須賀ロータリークラブ
	横須賀市と認知症トータルケア事業連携協定書（写し） 20210311
	神奈川歯科大学鍼灸臨床センター
	横浜市と企業と本学_産学官連携協定書 20210310
	産・学・官の連携による「横浜市避難ナビ」の制作
	緊急時避難場所

	<p>高校生体験プログラム集計表</p> <p>神奈川県内の大学間における学術交流に関する覚書</p> <p>社会連携・貢献事業一覧（2022年度版）</p> <p>2022年度「社会活動」歯学部活動報告</p> <p>令和4年度学術講演会実績</p> <p>神奈川歯科大学附属病院 院内レポート No. 10</p> <p>神奈川歯科大学附属病院 HP 健診</p> <p>地域医療連携室開催横浜クリニック公開講座</p> <p>横浜クリニック HP 地域医療連携室</p> <p>神奈川歯科大学リポジトリ HP</p> <p>2022年度第1回社会連携・貢献委員会議事録</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>神奈川歯科大学 HP ガバナンス・コード</p> <p>危機管理マニュアル</p> <p>学校法人神奈川歯科大学衛生委員会規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学廃棄物管理規則</p> <p>学校法人神奈川歯科大学防災管理規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学個人情報保護規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学知的財産・間接経費検討委員会規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学公益通報等に関する規程</p> <p>管理運営に関する方針</p> <p>神奈川歯科大学法人 HP 役員名簿</p> <p>学校法人神奈川歯科大学経理規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学処務規程</p> <p>神奈川歯科大学処務規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学事務職員及び医療職員任用規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格規程</p> <p>学校法人神奈川歯科大学事務職員昇格細則</p> <p>2022(令和4)年度 FD・SD 活動報告書</p> <p>教職員評価 表彰式について 7名</p> <p>教職員表彰式 7名</p> <p>ベストティーチャー賞 学生への文面 (1年生)</p> <p>学生が選ぶベストティーチャー賞</p> <p>2022年度決算報告</p>
10 大学運営・財務 (2) 財務	<p>資金シミュレーション</p> <p>学校法人神奈川歯科大学資産運用規則</p>

神奈川歯科大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	
1 理念・目的	2023 年度教育に関するアンケートまとめ（学生・教職員）	
	2023 年度単年度計画評定入り	
	2024 年度第 1 回改革推進委員会次第	
2 内部質保証	2022 年度第 1 回改革推進委員会議事録（案）	
	2022 年度第 2 回改革推進委員会議事録（案）	
	2023 年度第 1 回改革推進委員会議事録<追記>	
	2021 年度自己点検・評価報告書	
	神奈川歯科大学 第 5 回外部評価委員会 議事録	
	自己点検・評価報告書 内部質保証委員会によるチェック 第 1 章～10 章-2	
	2021 年度自己点検・評価に対する改善報告	
	2023 年度計画	
	2023 年度内部質保証委員会・自己点検評価委員会 合同委員会議事録	
	2023 年度第 2 回内部質保証委員会 議事録	
	2023 年度第 1 回～11 回内部質保証委員会・自己点検評価委員合同部会 議事録	
	教育企画部 IR 室職位機能図	
	神奈川歯科大学教育企画部教学 IR 室規程新旧対照表	
	神奈川歯科大学歯学部 教育研究部門HP	
	神奈川歯科大学歯学部 教育企画部HP	
	学校法人神奈川歯科大学業績集（研究業績WEB版）	
	2023 年度自己点検・評価報告書に基づいたフィードバック（案）	
	3 教育研究組織	2022 年度～2024 年度学生参画の聴き取り内容
		2024 年度第 3 回教育委員会(Web) 議事録
4 教育課程・学習成果	カリキュラム・マップ 2023 年度	
	カリキュラム・マップ 2024 年度	
	カリキュラムツリー2023 年度	
	カリキュラムツリー2024 年度	
	各コースG I O	
	固有科目シラバス K1104 臨床医科歯科概論	
	固有科目シラバス K1106 韓国語入門	
	固有科目シラバス K1107 中国語入門	
	固有科目シラバス K1110 コミュニケーション概論	
	固有科目シラバス K1111 歯学のための英語 I	
	固有科目シラバス K1115 数理・データサイエンス・AI	
	固有科目シラバス K1117 PBL 演習	
	固有科目シラバス K1119 歯学のためのリベラルアーツ	
	固有科目シラバス K4102 総合歯科学 I ーA	
	オンライン講義用 LMS アクセスの方法	
	ネットワーク（オンライン講義システムを含む）利用方法ガイダンス	
	ネットワーク（オンライン講義・オンデマンド講義を含む）利用心得ガイダンス	
	2024 年度オンデマンド講義受講リスト 1～4 年生（抜粋）	
	2022 年度教育企画部会議（日本語についての話し合い）議事録	
	2024 年度履修ガイド 1～4 年生版	
	2023 年度日本語事前教育クラスの説明	
	2023 年度日本語事前教育シラバス	
	2024 年度履修ガイド 5 年生版	
	2024 年度履修ガイド 6 年生版	
	神奈川歯科大学歯学部HP アセスメント・プラン	
	神奈川歯科大学大学院HP アセスメントポリシー	
	2024 年度臨床実習実習帳	
2023 年度 5 年生臨床実習判定		

	臨床実習評価シート
	Google フォームによる1年生アンケート結果
	2023年度授業評価アンケート(1年生)
	神奈川歯科大学の内部質保証体系図(2024.3.1改定)
	2024年度第2回教育企画部主催会議議事録(案)
	2024年度第1回教育委員会議事録
	2024年度第3回教育企画部主催会議議事録(案)
	2024年度5月定例教授会議事録
	2024年度第4回教育企画部主催会議議事録(案)
	2024年度6月定例教授会議事録
	神奈川歯科大学大学院教育委員会規程
5 学生の受け入れ	入試区別基礎学力調査(プレメントテスト)平均点
	入試区別1年生GPAまとめ
	2023年度自己点検・評価報告書に基づいた組織等へのフィードバックについて(依頼)メール文
	神奈川歯科大学自己点検・評価2024年度スケジュール(修正)
	入学形態と基礎学力試験
	2022(令和4)年度休学退学者一覧
	2023年度入試委員会(第7回)議事録
	2023年度入試委員会(第10回)議事録
	2023年度入試委員会(第11回)議事録
6 教員・教員組織	神奈川歯科大学教育職員組織及び人員2024年度
	歯学部准教授昇格に関する審査結果報告
	昇格等の審査の客観資料の例
	2023(R5)年度FDS D実施参加状況
	2022年度評価制度の運用について
	教職員評価表彰状
	2015年度TA実績報告書
	2022年度組織検討委員会議事録
7 学生支援	国際交流室案内
	入試説明会資料
	2024年度1年生担任例
	連続欠席者のご報告
	出席率70%未満の可能性のある学生について
	3日以上欠席の際の対応
	クラス会開催メールと参加者名簿、領収書
	学修支援室運営状況
	教員権限リスト 20240730時点グループ一覧
	LMS権限グループ
	2024年度神奈川歯科大学歯学部学内委員会
	2024年度Stage後会議 Stage1 1~4年生議事録
	2024年度Stage後会議 Stage2 1~4年生議事録
	学修支援室の利用について(メール)
	学修支援室の利用について
	2024年度第2回教育委員会(web)議事録
	歯学部4年生教室運用に関する改善要望
	教室22:00まで利用したい人
	回答書
	2024年度教室解放日程【5月】【6月】
	学修スペース利用者状況と写真
8 教育研究等環境	令和5年度第8回衛生委員会議事録
	令和6年度第2回衛生委員会議事録
	令和6年度第3回衛生委員会議事録
	令和6年度第4回衛生委員会議事録

	神奈川歯科大学大学院歯学研究科中央研究支援センター規程
	共通機器室分室長・注意事項・メールのやりとり
	間接経費の経理に関する報告
	2024年度予算（口腔衛生学）
	2023年度大学院プロジェクト研究一覧
	学校法人神奈川歯科大学2024年度予算（案）について
	予算編成の概要
	2023年度大学院プロジェクト研究について
	2023年度プロジェクト研究遂行に伴うお願い
	2024年度大学院プロジェクト研究の中間評価
	研究費の使用をチェックした例
	ロバスト・ジャパン株式会社資料
	科学研究費の応募・採択件数と採択金額
	ルーティーン業務チェックリスト
	オンラインLMSネットワークの利用・ロッカー使用の同意書
	オンラインLMS講義開始までの手順
	オンラインLMS授業担当教員へのコメント
	オンラインLMS追加ユーザー登録
	出席業務（My i D編）
	欠席届業務
	出席業務
	Stage終了時の業務
	ルーティーン業務
	新年度関連の業務
	動画編集（Lossless編）オンラインLMS動画アップロード
	動画取得から動画編集まで（LosslessCut編）
9 社会連携・社会貢献	ポリオ根絶募金活動
	プロムナードクリーン作戦
	社会連携・貢献事業一覧（2023年度版）
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2024年度評価シート事務職員用
	2023年度事務職員上半期評価結果集計
	2023年度事務職員年間評価結果集計 過年度比較
	2024年度学校法人神奈川歯科大学歯学部・大学院事業計画
	学校法人神奈川歯科大学FD・SDに関する方針
	2024年度事務系職員SD-WS
	神奈川歯科大学事務職員ワークショップの報告 20240903FDSD委員会
その他	神奈川歯科大学自己点検・評価規程
	2023年度第4回大学院運営委員会記録
	2023年度大学院教授会（第4回）議事録
	2023年度第5回教育委員会議事録
	シラバス解剖学 学内
	2023年度大学院ガイダンス
	2023年度TA一覧
	大学院_キャンパスガイド 2024 42-44
	2021-2023年度退学・留年率調査(留学生)
	02-23 2023年度第1回改革推進委員会議事録【修正版】
	3実地 02-02 2022年度第2回改革推進委員会議事録（案）【修正版】
	3実地 02-03 2023年度第1回改革推進委員会議事録<追記>【修正版】